

# 第 175 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 26 年 12 月 19 日（金）

午後 2 時 00 分から 3 時 30 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第 174 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（4 件）

議案第 2312 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2313 号 石巻広域都市計画緑地の変更について

議案第 2314 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2315 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

## ○出席委員

伊藤 恵子	株式会社はなやか代表取締役
牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内田 美穂	東北工業大学環境エネルギー学科准教授
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
高橋 克子	宮城県医師会常任理事
佐々木 康雄	農林水産省東北農政局長（代理）
永松 健次	国土交通省東北運輸局長（代理）
縄田 正	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
鈴木 勝雄	宮城県町村会会長
佐々木 征治	宮城県議会議員
村上 智行	宮城県議会議員
下山 孝雄	宮城県町村議会議長会会長

（以上 14 名，敬称略）

## ○審議結果

- ・議案第 2312 号（仙塩広域都市計画区域区分の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2313 号（石巻広域都市計画緑地の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2314 号（特殊建築物の敷地の位置について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2315 号（特殊建築物の敷地の位置について）  
【議決】原案を承認する。

## ○議事

平成 26 年 12 月 19 日（金）午後 2 時 00 分 開会

### 1 開 会

○事務局（槇総括） 定刻でございますので、ただいまから第 175 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

#### （1）会議の成立

○事務局（槇総括） 議事に入ります前に、前回の審議会以降に委員の委嘱替えがございましたので、御紹介申し上げます。宮城県議会議員の村上智行委員です。

次に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め 14 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日お配りしております資料についてですが、『議案書（別冊 2）』という資料がございます。これにつきましては、個人情報保護の観点から、委員の方のみの配布としております。こちらにつきましては、第 2312 号議案の議決後に事務局の方で回収いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

傍聴される方をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事をお願いいたしますが、条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が会議の議長となることになっておりますが、森杉会長からは本日事情により出席できない旨の御連絡をいただいております。条例第 4 条第 3 項において、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっておりますので、先の第 172 回の会議におきまして、会長の職務代理人として指名されております牛尾委員に議長とさせていただきます。牛尾委員、よろしくお願いいたします。

#### （2）議事録署名人の指名

○牛尾議長 それでは、ただいまから会議を開きます。

はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤恵子委員並びに佐々木征治委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 2 報告

○牛尾議長 続いて、第 174 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、前回議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。前回、第174回の審議会におきまして、議案第2311号について御審議をいただきました。処理結果の欄に記載の通り審議結果に基づき所定の手続をすべて完了しておりますことを御報告いたします。以上でございます。

○牛尾議長 はい。以上の報告について、皆様からの御質問等はございませんでしょうか。

[「なし」と発言する者あり]

○牛尾議長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で第174回の審議会における議案の処理報告を終わります。

### 3 議案審議

#### 議案第2312号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○牛尾議長 続いて議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第2312号から第2315号までの4件となっております。円滑な議事運営に努めてまいりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、議案第2312号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、議案第2312号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を御説明いたします。『議案書』の5ページをお開き願います。これは、仙塩広域都市計画区域区分の変更における計画書であります。上から「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「2. 人口フレーム」、「3. 変更の理由」を記載しております。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である「市街化区域」と、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」を定めるものであり、都市計画区域を2つに区分する意味から「区域区分」と呼ばれております。今回の議案は、1に記載のとおり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものであります。仙塩広域都市計画区域の区域区分については、都市計画法第6条の2の規定により定められた「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にその方針が定められており、変更が必要な場合にはこれに即して行うこととなっております。『参考資料』の1ページを御覧ください。ここから3ページまでに、平成22年5月に宮城県が策定しました「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の抜粋を載せております。『参考資料』の1ページは、左側のページが表紙でございまして、右側のページがその目次とな

っておりますが、右側の目次の赤で囲っている部分に区域区分に関する記載がございます。『参考資料』の2ページを御覧ください。こちらの左側のページには「区域区分の決定の有無」、右側のページには「区域区分の方針」を記載しております。ここで、右側の「(2) 区域区分の方針」で、仙塩広域都市計画区域における市街化区域内の人口の規模を131万1千人と推計しております。次に、将来の産業の規模を、平成19年3月に宮城県が策定した「宮城の将来ビジョン」に掲げられている「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」という県政運営の理念を踏まえまして、例えば、下の表のとおり、平成32年の製造品出荷額等を2兆3,850億円と想定しております。『参考資料』の3ページを御覧ください。こちらには、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」のうち「計画的な市街地整備の見通しがある区域」を記載しております。先ほどの人口規模及び産業規模に応じて、計画的な市街地整備の見通しがある区域を、左側のページの市街化区域への編入を予定する地区、いわゆる「特定保留地区」と、右側のページの将来市街化区域への編入が見込まれる区域、いわゆる「一般保留地区」に位置付けております。ここで、左側のページの「特定保留地区」とは、面的整備事業を行う地区の位置と規模が確定し、「整備、開発及び保全の方針」の策定時点で関係機関との一定の調整を終了している地区で、地区名と区域面積を明記し、一定の条件を満たした段階で市街化区域への編入を行う地区としております。これに対して、右側のページの「一般保留地区」は、おおむねの位置と目的のみを定めている地区となっておりますが、この一般保留地区においても、右側のページの一番下の記載のとおり、先ほどの特定保留地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同等の条件が満たされた段階で、農業・環境などの必要な調整を行い、市街化区域への編入を行うこととしております。

今回市街化区域に編入する「中坪地区」は、このうちの「一般保留地区」に該当し、右側のページの真ん中、赤で囲っている「仙台空港周辺」として記載している地区です。中坪地区は、幹線道路結節点及び空港・港湾等、物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況、あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、「富県みやぎ」の実現に向けて地域経済を力強く牽引するものづくり産業を支える産業地の形成を図るべき区域として位置付けられております。

『議案書』の5ページにお戻りください。2に仙塩広域都市計画区域の人口フレームを記載してありまして、先ほど御説明しましたとおり、平成32年の「市街化区域内人口」を131万1千人、そのうち「配分する人口」を130万9,800人、「保留する人口」を1,200人としております。今回の中坪地区はこの表の「一般保留」に該当しますが、産業地として市街化区域に編入するものであり、住居系の市街化区域編入ではないため、今回の編入に伴い「配分する人口」「保留する人口」の変更はございません。3の変更の理由ですが、中坪地区において開発行為による市街地整備の確実性が得られ、さらに農業・環境などの必要な調整を終了したことから、名取・岩沼両市より原案が提出され、良好な市街地を形成するため、市街化区域に編入しようとするものです。

『議案書』の6ページを御覧願います。こちらは、仙塩広域都市計画区域のうち、名取市と岩沼市の行政界周辺の図面でありまして、図面の上が北となっております。図面上部が名取市、下部が岩沼市となっております。図面を南北に道路が3本通過してありまして、左側の緑色が「国道4号」、真ん中の薄い青色が「仙台東部道路」、右側の緑色が「県道塩釜亘理線」となっております。また、図面上の中央付近が「名取駅」、下の中央付近が「岩沼駅」となっており、先ほどの

「国道4号」とほぼ並行して「JR東北本線」が通っております。「中坪地区」は、図面中央のやや右側、赤線で囲まれた地区であり、仙台空港の西の端に位置し、この赤枠の区域の南側と東側は、ともに県道の「仙台空港線」「塩釜亘理線」に接しております。また、「仙台東部道路仙台空港インターチェンジ」や「国道4号」にも近接していることから、交通利便性が高く、産業地としての立地条件に優れ、企業からの期待が高まっている地区です。ここで、『参考資料』の4ページの土地利用計画図も併せて御覧ください。この図面は、先ほどの赤枠の区域を拡大したものです。同じく上が北となります。「県道仙台空港線」や「県道塩釜亘理線」などに囲まれた立地条件や企業からの期待の高まりから、開発行為により産業地の形成を図ることとし、開発区域は土地利用計画図に黒線で囲っている区域で、面積は約17.5ha。市街化区域への編入は赤の実線で囲っている区域で、開発区域に隣接する幹線道路・河川・水路・緑地などを含み、面積は約26.7haとなっております。開発行為による市街地整備の現実性が得られたこと、また、企業の誘致が進み、事業の現実性が高まっていることから、今回市街化区域に編入するものであります。

『参考資料』5ページを御覧願います。こちらは、区域区分の決定と同時に名取・岩沼両市が都市計画決定する「用途地域」の計画図となっております。同じく上が北となっております。図面右の薄い青着色の部分は既に市街化区域に編入済みの区域であり、その用途は「工業地域」となっております。図面中央及び左の赤実線で囲まれた区域は今回市街化区域へ編入を予定している「中坪地区」であり、御説明したとおり、産業系の土地利用を図ることとしていることから、その用途地域を「工業専用地域」と予定しております。

以上、議案第2312号仙塩広域都市計画区域区分の変更についての説明でしたが、当該議案につきましては「意見書」が提出されております。ここで、「意見書の要旨」の御説明の前に、「本審議会での意見書の取扱い」について御説明いたします。『議案書（別冊1）』の1ページを御覧願います。制度上、県の都市計画審議会において審議することとされている「意見書」には2種類ございまして、審議会での取扱いが異なっております。今回の意見書は、都市計画法第18条に基づき、「都市計画案に対する意見書」として提出されたものであります。この場合、審議会に付議されるのはあくまでも「都市計画案」であり、「意見書」につきましては審議の参考とするためにその「要旨」が審議会に提出されることとなっております。一方、土地区画整理事業計画に対する意見書の場合には、「意見書」そのものが審議会に付議され、その意見を採択すべきか否かを御審議いただくこととされております。本日の審議会では、この土地区画整理事業計画のように、「意見書を採択するかどうか」を御審議いただくのではなく、「意見書の要旨」を御確認いただいた上で、本日の議題となっている「仙塩広域都市計画区域区分の変更案の適否」について御審議いただくこととなります。なお、『議案書（別冊1）』の2ページには、各々の制度上の違いを記しておりますので、こちらは御参考として御覧いただければと思います。

それでは、「意見書の要旨」を御説明いたします。『議案書（別冊1）』の3ページを御覧願います。議案第2312号には2件の意見書が提出されております。

番号1は岩沼市下野郷字館外の住民の方からの御意見です。最初の御意見は「市街化区域への編入には反対である」とのことです。理由を7つ挙げています。ここでは、委員の皆様の御審議の参考としていただくため、都市計画決定権者の見解をそれぞれ記載しております。

1つ目は、「当該編入予定地内にある私が相続権を有する土地」、以下ここでは「民有地」と申します。これが「相続人多数のため登記は極めて困難である」とのことです。まずは、「意見の要旨」に記述されている「民有地」の位置を御説明いたします。お手元の『議案書（別冊2）』の1ページを御覧いただきます。この『議案書（別冊2）』は、「意見の要旨」をよりわかりやすくするため別冊で作成したものであります。なお、この『議案書（別冊2）』には個人情報も含まれていることから、委員の方々のみの配布としております。この図面は、先ほど御説明した『参考資料』の中の土地利用計画図に、「意見の要旨」に記述されている「民有地」の位置を赤丸で加筆したものでございます。先ほど、土地利用計画の際にも御説明しましたとおり、黒線で囲っている区域が「開発区域」、赤実線で囲っている区域が「今回市街化区域に編入しようとする区域」であり、図面右側に赤の一点破線で囲まれている区域が「既に市街化区域に編入されている区域」です。「今回市街化区域に編入しようとする区域」、つまり赤実線で囲った区域の東の端に「木曳堀」という今は使用されていない水路があり、「意見の要旨」に記述されている「民有地」は、この中の赤丸を指しております。

『議案書（別冊2）』の2ページを御覧ください。ここには、「意見の要旨」に記述されている「民有地」について、旧公図や現在の公図をもとにその状況を示したものであります。図面左側に旧公図と現在の公図、右側にはそれぞれを重ね合わせたものを示しております。これら資料によりますと、当該民有地の位置は各図面の赤丸で示した部分となりますが、旧公図では地番が付いていて存在していることとなっております。現在の公図では赤丸の位置にこの地番はなく、ただ「水」となっております。なお、登記簿で見えますと、この地番は「畑」として明治38年に登記されており、所有者は当該意見書提出者の初代の方の名義となっております。現在知り得ている事実関係は以上であります。

『議案書（別冊2）』の3ページを御覧ください。こちらは中坪地区周辺の航空写真を示したものであります。上段の写真のうちオレンジの丸で囲んだ部分の中の赤丸の部分が「意見の要旨」に記述されている「民有地」であります。下段の左側にこのオレンジの部分を拡大したものを載せてございます。地形形状を把握するため、A-A'線上に断面をみたものが下段右側の横断図であります。当該民有地は、先ほどの「木曳堀」の中に位置することとなります。この水路は、過去に中坪地区が農地であった時点で水路として使用されていましたが、現在は周辺に農地がないことから使用されておりません。また、今回、市街化区域編入後に開発しようとする区域、つまり青線内にも含まれておらず、今後の開発行為により現状の地形が改変される予定もございません。この「木曳堀」周辺は、農地としても水路としても長年利用されていない土地ですが、既存の市街化区域と今回開発する区域とに挟まれた位置にあることから、既成市街地との連続性に鑑み、市街化区域に編入を行うものであります。

『議案書（別冊1）』の3ページにお戻り願います。委員の皆様の御審議の参考としていただくため、「意見の要旨」に対する都市計画決定権者の見解を御説明いたします。今回、番号1の住民の方が理由としている1つ目は「当該編入予定地内にある私が相続権を有する土地は、相続人多数のため登記は極めて困難である」とのことです。これにつきましては、この意見は民有地の相続に関するものであり、今回の都市計画決定事項に直接関係するものではないと考えております。次の理由としては「当該民有地が水路の一部となっている経緯を明らかにし、耕作可能な

状態に戻すべき」とのことです。これについては、この意見は民有地が過去に水路として利用された経緯や機能の復元に関するものであり、今回の都市計画決定事項に直接関係するものではないと考えております。次の理由として「当該民有地については、父より生前中何の話もなかった」とのことです。これについては、この意見は民有地の存在の認識に関するものであり、本件とは別の問題であると考えております。次の理由として「当該民有地が水路の一部として数十年にわたり無償で利用されてきた事に対する補償等を検討すべき」とのことです。これについては、この意見は民有地が過去に水路として利用された事に対する補償に関するものであり、今回の都市計画決定事項に直接関係するものではないと考えております。次の理由として「当該地域は当初の計画どおり緑地公園として整備すべき。大規模な緑地公園は近隣住民にとって憩いの場、癒やしの場になる」とのことです。当該編入予定地は、平成3年に作成しました「仙台空港緑地整備計画」で緑地整備を行うこととしておりましたが、平成8年に作成した「仙台空港臨空都市整備基本計画」では空港ターミナルと一体となって空港の利便性を高め、魅力あるものにしていくための支援施設の整備を行う「空港機能支援地区」に変更となっております。その後、平成19年に宮城県の総合計画として策定された「みやぎの将来ビジョン」における「富県宮城の実現に向けて地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興」という方針を受け、平成22年に都市計画法に規定されている「整備、開発及び保全の方針」において、交通便利性が高く産業地としての立地条件に優れていることなどから、企業誘致活動の進展などを勘案しながら産業地の形成を図るべき区域に位置付けております。今回、このような地区につきまして、開発行為による市街地整備や企業立地の確実性が高まったことから、産業地として市街化区域に編入するものがあります。『議案書（別冊1）』の6ページを御覧願います。こちらは、先ほど説明で使用した名取市と岩沼市の行政界周辺の図面に一部加筆したものであります。図面左側の土地利用計画図のとおり、今回の中坪地区内には緑地及び公園として約3.7haを確保することとしており、さらに周辺地域では、中坪地区の東側、海岸沿いにおいて「岩沼海浜緑地」107.3ha、「千年希望の丘・相の釜緑地及び二の倉緑地」計約26.6haが都市計画決定されております。「岩沼海浜緑地」につきましては、津波により被災を受けましたが、来年度以降、段階的に開園を行っていく予定であります。「千年希望の丘」については、現在、相の釜地区が開園しております。このように当該地域においては、他の地区と比べ、緑地・公園環境が充足している状況にあります。『議案書（別冊1）』の6ページを開きながら、『議案書（別冊1）』の4ページを一緒に御覧願います。次の理由としては「当該編入予定地が工業専用地域となれば、矢野目地区は一層工業団地に囲まれた地域になる」とのことです。これにつきましては、また『議案書（別冊1）』の6ページにて状況を御説明します。意見書にある「矢野目地区」とは、今回の編入予定地である中坪地区から約0.5km南にある住宅地であります。図面では青い丸で囲んである部分の黄色で着色されている地区とその南側の区域であります。地区内の北側半分は市街化区域の第1種住居地域、南側半分は市街化調整区域の既存集落となっております。この矢野目地区の南側及び西側は市街化調整区域の農地であり、東側は工業専用地域、北側は工業地域となっております。今回の赤枠で示した中坪地区はこの工業地域に連続する位置にあり、直接矢野目地区に接するものではありません。『議案書（別冊1）』の6ページをお開きいただいた上で、もう一度『議案書（別冊1）』の4ページを御覧ください。次の理由としては「当該編入予定地が工業専用地域となれ

ば、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれのある工場や、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い工場が立地可能となる」とのことです。これについても、同じく『議案書（別冊1）』の6ページを御覧願います。今回の赤枠で示した中坪地区は、市街化区域の工業地域、市街化調整区域の農地及び仙台空港に隣接しており、住宅地である矢野目地区から約0.5km離れていることから、住居地域に対して環境の悪化を直接もたらすものではないと考えております。また、当該編入予定地では、今回の市街化区域編入後に、岩沼市において特別用途地区を設定し、工場・倉庫等の立地において火薬や石油類などの危険物の処理量や貯蔵量の多い施設を一部制限する予定であると聞いております。

以上、番号1の「意見の要旨」に対する都市計画決定権者の見解を審議の御参考のために述べましたが、都市計画決定権者としましては、現在お諮りしている都市計画の案が適切であるとと考えております。

『議案書（別冊1）』の4ページにお戻り願います。番号2は岩沼市土ヶ崎3丁目の住民の方からの御意見であります。最初の御意見は「市街化区域編入に賛成できない」とのことです。理由が3つございまして、番号1と同様、委員の皆様の御審議の参考としていただくため、都市計画決定権者にて、意見に対する見解をそれぞれ記載しております。まず1つ目は「空港周辺は航空機事故に備え、安全緑地帯としておくべき」とのことです。これにつきましては、『議案書（別冊1）』の7ページを御覧願います。これは中坪地区の北側に隣接する仙台空港の図面です。図面の上が北となっております。空港区域内には2つの滑走路があり、東西方向に設置されているのが「B滑走路」、この「B滑走路」の真ん中から南東方向に設置されているのが「A滑走路」であります。空港区域の東側にはエプロンやターミナルビルがございまして、先ほども御説明しましたが、中坪地区は交通利便性が高く産業地としての立地条件に優れていることなどから、平成22年策定の「整備、開発及び保全の方針」におきまして、企業誘致活動の進展などを勘案しながら産業地の形成を図るべき区域に位置付け、今回、開発行為による市街地整備や企業立地の確実性が高まったことから産業地として市街化区域に編入するものであり、区域内に約3.7haの公園及び緑地を配しております。空港区域内における航空機事故への備えとして、青枠で示しておりますが、まず、図面の滑走路両脇に「着陸帯」と呼ばれる一定幅の芝地を確保しております。また、図面北側の茶色の丸で示した箇所には「消防車庫」を配置しております。このように、空港施設内の機能や施設により航空機事故への対策がとられており、航空機事故への備えは空港区域外の中坪地区に必ずしも求められる機能ではございません。

『議案書（別冊1）』の4ページにお戻りください。次の理由としては「当該編入予定地は津波到達地点であることから居住に心理的不安を感じる。また、各種施設から離れていることから居住に際して各種サービスを受けにくい。」とのことです。これについては、中坪地区は「整備、開発及び保全の方針」に即し、産業地の形成を予定しており、住宅地としての土地利用はありません。

『議案書（別冊1）』の5ページを御覧ください。次の理由としては「当該編入予定地よりも岩沼市内の調整区域には居住や住宅開発に適している地域がある」とのことです。はじめの方でも御説明しましたが、市街化調整区域を市街化区域に変更する場合は「整備、開発及び保全の方針」に即して行うこととしております。「整備、開発及び保全の方針」の策定に際しては、各市

町村及び関係機関と調整を行い、素案に対する説明会・公聴会などを開催し、市街化区域への編入を予定する地区や将来編入が見込まれる区域などを定めております。今後、市街化区域へ編入を予定する地区などの見直しが必要となった際は、同様に、各市町村及び関係機関との調整を行い、素案に対する説明会・公聴会などを開催し、市街化区域編入の適否を判断していくこととなります。

以上、番号2の「意見の要旨」に対する都市計画決定権者の見解を審議の御参考のために述べましたが、都市計画決定権者として、現在お諮りしている都市計画の案が適切であると考えております。

以上、議案第2312号について御説明をさせていただきました。御審議の程よろしくお願いいたします。

○牛尾議長 ただいま事務局の方から説明がありましたが、委員の皆様から何か御意見あるいは御質問ございますでしょうか。今回、意見書が出ているということもございますけれども。

内田先生、何かございますか。

○内田委員 意見書の中で住民の方がすごく不安に思っているところが、住宅地としては適さない土地だということ意見を出しているんですけども、でもこちらの計画だと工業地として、産業関係の建物を建てるということになっているんですが、その過程というのは、どの時点で誰が工業地としてそこを利用するのかというのを確定するのかというのを質問します。

○牛尾議長 事務局いかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 今回開発するエリアにつきまして、工業専用地域という用途をかけますので、工業地として整備していくということでございます。

○内田委員 それ以外の用途では使えないということですか。

○事務局（尾形都市計画課長） そうです。

○内田委員 そうであれば、意見書の住民の方の不安は払拭できるということで考えてよろしいでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。意見書を出された方は、こちらに住宅地をつくるものというふうに勘違いをされているのかなと思っております。

○牛尾議長 よろしいでしょうか。他の委員の方から何か御質問・御意見ございますでしょうか。  
はい、どうぞ。佐々木委員。

○佐々木（征）委員 特に変更を左右するようなものではないんだろうと思うんですけども、やっぱりちょっと気になるのは、親の代からずっと相続をしていない状況で云々があつて、これは直接都市計画そのものには影響はしないですよという説明があつたんですけども、この辺のところはどうなんでしょうか、本音の部分で、親から相続を受けていない土地、あるいは何年前にここに自分の土地が存在するということがわかったのかとか、何でこんなふうになったとか経緯・経過は調べてはみたんですか。それは実際には影響する話ではないんだと思うんですけども、ちょっとやっぱり気になりますから、もし調べてあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○牛尾議長 いかがでしょう、事務局。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。先ほどもちょっと御説明しましたが、平成 21 年に中坪地区を一般保留地区に位置付けるために調整を行っておりました。その際に土地改良区からのお話しを受けて、一部民有地があるということが判明いたしました。当該地は、公図では先ほども御説明したとおり「水」と表示されておるんですが、登記簿が存在しておりまして、当該地 1 筆のみが個人名義になっておりまして、他の地番はすべて宮城県の名義となっております。中坪地区は昭和の一桁の時代に耕地整理組合による耕地整理事業を行いまして、農地として整備されたと伺っております。その際に「木曳堀」は用水路として整備されまして、県が直接買収で用地を取得して整備したものだと思われまます。なお、昭和 47 年から 51 年にかけて岩沼市によって国土調査が行われておりますが、旧公図は昭和 50 年 8 月に閉鎖されまして、昭和 58 年 3 月に現在の公図が登記所に備え付けられているということでございます。

○牛尾議長 今の事務局の御説明に対して、佐々木委員、何か御意見とかございますか。

○佐々木（征）委員 はい。47 年から 51 年の国土調査でおそらく判明したんだという、だいたいの流れが見えてくるんですけども、実際ここにこの個人名義の土地が、所有権が残っても、都市計画決定には一切関係しないと。ただ、将来的に開発が進んできた時に、工業地として利用するわけですから、その時にこの水路はどうなるんですか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。今回の開発するエリアにはこの「木曳堀」のエリアを含んでおりませんので、今回の開発については一切問題はないと考えてございます。将来的には、宮城県の土地の中に 1 筆民有地があるという形になっておりますけれども、やはり登記の関係上、用地の名義変更をしない限りは土地が変わりませんので、そこはその経緯を見た中でということになろうかと思えます。

○佐々木（征）委員 はい。それであれば、了解です。

○牛尾議長 はい。他に御意見・御質問ございますでしょうか。

小野田委員は何かございますか。

○小野田委員 なかなか微妙な場所ですけど、これからこの圏域が国際化に向けて発展していくためには重要な場所だから、公共性は非常に高いのかなと思って拝見しておりました。

○牛尾議長 どうもありがとうございました。他に何かございますでしょうか。御質問あるいは御意見。村上委員はよろしいですか。

○村上委員 地元でもありますので。ここに1筆残って、今回の都市計画の方には関係はないんですが、今後やはりいろいろ、その隣地の開発行為をする時に、この民有地が1筆残っていて、この方の方からまた様々なことが出てくるのではないのかなと懸念するところもあるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。都市計画に関係はないとは言っても、実際にはいろいろ出てくる可能性があるのではないのかなと。ここまで調べる方はなかなかいらっしゃいませんので。そのあたりはどのような見通しをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○牛尾議長 事務局の方から、ぜひ。

○事務局（尾形都市計画課長） 今回のエリアにつきましては、先ほど佐々木委員にお答えしたお話しのとおりとなりますけれども、その先のお話しをすると個人の方のお話しになりますので、そこはちょっと控えさせていただきたいと思います。今回の都市計画には関係はないのですが、将来的に岩沼市の方でいろいろ考える際には、やはりこの方を含め周辺住民の皆様に丁寧に御説明しながら進めていかなくてはいけないと思いますし、県としましてそういう部分に関わりがあるとなれば、そのようにやはり丁寧な説明に努めていきたいなというふうに思っております。

○牛尾議長 どうもありがとうございました。その他御意見・御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○牛尾議長 よろしいでしょうか。それでは、御質問・御意見それぞれ出たようですので、お諮りしたいと思います。議案第 2312 号について原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○牛尾議長 よろしいでしょうか。では、皆様の御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

なお、委員の皆様にお渡ししております『議案書（別冊2）』については、個人情報に記載されておりますので、事務局が回収してください。よろしく願いいたします。

【議決】議案第 2312 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）

### 議案第 2313 号 石巻広域都市計画緑地の変更について

○牛尾議長 それでは次に，議案第 2313 号「石巻広域都市計画緑地の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。次に，議案第 2313 号「石巻広域都市計画緑地の変更について」を御説明させていただきます。『議案書』の 8 ページを御覧願います。これは，石巻広域都市計画緑地の変更についての計画書であります。今回は「1 号矢本海浜緑地」を変更するものであります。太字で強調している箇所が変更点で，面積を約 150 h a から約 110 h a に変更するものであります。変更の理由ですが，東日本大震災により甚大な被害を受けました当該緑地の機能回復を図り，利用者や隣接する土地区画整理事業予定地内の企業従事者の安全を確保するため，避難築山などを有した区域の一部を追加するものであります。また，東日本大震災の災害復旧事業により「矢本海浜緑地」の北側に隣接する「北上運河」の河川堤防や南側に隣接する海岸堤防を嵩上げする必要があり，それに伴い緑地の一部を河川用地・海岸用地として利用するため，区域の一部を廃止するものであります。

『議案書』の 9 ページをお開き願います。こちらは，石巻広域都市計画のうち東松島市周辺を示した総括図であります。図面上が北となっておりまして，図面中央が東松島市，右側が石巻市となっております。「矢本海浜緑地」は図面中央下にピンク色及び黄色で表示しておりますが，北側で「北上運河」と接し，南側で海岸線と接する区域が既に都市計画決定されている区域であります。図面右下の凡例にありますとおり，今回の変更はピンク色と黄色の都市計画決定している区域から，黄色の区域を廃止し，その右側の赤の区域を緑地に追加するものであります。

ここで，東松島市の復興まちづくり計画につきまして御説明いたします。『参考資料』の 6 ページを御覧願います。これは東松島市の矢本周辺地区の復興まちづくり事業をとりまとめました「復興まちづくり事業カルテ」であります。同じく図面の上が北となっており，先ほどの『議案書』9 ページの総括図の中央付近を拡大したようなもので，この図面中央には「航空自衛隊松島基地」，その南側に「北上運河」，さらにその南側に濃い青色で囲んだ当該緑地がございます。当該地域の復興まちづくりの方向性としては，黄色実線で示しております海岸防潮堤を第 1 防御，赤実線で示しております防災盛土などを第 2 防御，緑の実線で示しております嵩上げ道路や防災盛土などを第 3 防御とする多重防御施設の整備によりまして，災害に強いまちづくりを進めることとしております。右の下に断面図がございますが，各防御ラインの関係を示しておりますので，併せて御覧いただければと思います。

『参考資料』の 7 ページを御覧願います。これは，石巻広域都市計画緑地の変更の計画図であります。図面上が北となっており，図面下段右に被災市街地復興のために行われる産業系の土地区画整理事業である「大曲浜地区」の事業区域をオレンジ色の枠で示しております。今回，こ

の土地区画整理事業予定地内の赤着色した部分に、東日本大震災により甚大な被害を受けました当該緑地の機能回復を図り、利用者や隣接する土地区画整理事業予定地内の企業従事者の安全を確保するため、避難築山を有した緑地機能を追加するものであります。『参考資料』の8ページを御覧ください。こちらは「大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業」の土地利用計画図に、当該緑地の土地利用計画図を重ねたものです。緑地内には、園路・広場・駐車場などの機能や避難のための築山を計画しております。なお、この土地区画整理事業につきましては、東松島市により平成26年10月に区画整理事業区域の都市計画決定がされており、その面積は、当該緑地区域を含めて51.2ha、当該緑地区域は約11.5haとなっております。『参考資料』の7ページにお戻り願います。図面下段のピンク色と黄色の区域が現在都市計画決定されている「矢本海浜緑地」の区域です。上段の横断図を御覧ください。これは、この区域のA-A'の位置における断面を緑地区域の東側から西側に見たものであります。横断図の①の部分は海岸における防潮堤、横断図③の部分は「北上運河」の河川堤防嵩上げの横断構造を示しております。黒い細い線が現在の地盤高を示し、赤い線が築造の計画を表しております。災害復旧工事では①の海岸防潮堤をT.P.+7.2mで、③の「北上運河」の河川堤防をT.P.+4.5mで築造することとしており、県有保安林及び国有保安林から成る緑地の一部を海岸用地・河川用地として利用するため、区域の一部を廃止するものであります。左の①の海岸防潮堤につきましては、先ほどの復興まちづくりの方向性における多重防御施設の第1防御の位置付けとなっております。また、横断図中央②の防災盛土は当該緑地の国有保安林部分において行われている盛土でありまして、先ほどの復興まちづくりの方向性における多重防御施設の第2防御の位置付けとなっております。

以上、議案第2313号につきまして御説明いたしました。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○牛尾議長 よろしいでしょうか。他の委員の方から何か御質問・御意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。はい、佐々木委員どうぞ。

○佐々木（征）委員 いま『参考資料』の6ページを見ているんですが、6ページでも7ページでもいいんですけども、私もこの場所、近くなものですから、よく理解しているつもりでございました。今回、青で囲んだ部分が都市計画決定の範囲なんでありましてけれども、右側と左側に緑地が残りますよね。この部分はどういう考え方なんですか。都市計画決定区域に入っていると思うんですが、整備の区域からは外れると理解していいんですか。

○牛尾議長 事務局お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） すみません。いまの右側と左側というのはどの辺のことでしょうか。

○佐々木（征）委員 『参考資料』6ページの緑色が塗られている部分なんですけど、青で囲んだ部分から右と左と外れますよね。そのエリアの考え方です。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。「矢本海浜緑地」は、あくまでこの青で囲まれた区域でございまして、ここの青から外れた右も左も保安林になってございます。林野庁の方でいま国有保安林の復旧事業をやってございますので、その中で植林がされていくものと考えてございます。公園ではございません。

○牛尾議長 よろしいでしょうか。

○佐々木（征）委員 はい。

○牛尾議長 要するに、整備する主体が違うということですよ。

○事務局（尾形都市計画課長） この青で囲まれた区域も保安林になっている部分もございまして、これまでは、その中に借地をさせていただきまして、園路とか広場を整備しておったんですが、今回、東日本大震災によりましてすべて流されてしましまして、林野庁の保安林の復旧事業が終わるまではいったんそのエリアはお返しさせていただいて、林野庁の事業が終わった後にあらためて公園としての整備を検討してまいりたいと思っております。

○牛尾議長 佐々木委員、よろしいでしょうか。

○佐々木（征）委員 はい。

○牛尾議長 他に何か御質問や御意見ございますでしょうか。

何かございませんか。

よろしいでしょうか。では、議案第 2313 号について原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○牛尾議長 では、御異議ないものと認め、本議案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】 議案第 2313 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）**

#### 議案第 2314 号 特殊建築物の敷地の位置について

○牛尾議長 次に、議案第 2314 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事

務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。議案第 2314 号からは建築宅地課で御説明いたします。『議案書』の 10 ページを御覧ください。本議案は、特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、民間の事業者から許可申請があり、許可に当たって都市計画上の支障の有無を御審議いただくものです。

次のページをお開きください。11 ページになります。御審議いただく「施設の概要」を記載しております。施設の名称は産業廃棄物処理施設、建築主は仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目 29-30、株式会社サユウ宮城でございます。敷地の位置は黒川郡大和町まいの三丁目 2-1 ほか 5 筆になります。敷地面積は 7,228.29 m<sup>2</sup>で、用途地域は準工業地域となっております。この建築主、親会社である株式会社サユウは、秋田県の横手市において使用済自動車や中古自動車のリサイクル事業を実施しておりまして、今回、事業の拡大に当たり、宮城県内に新会社「サユウ宮城」を設置しまして、新規の事業所を開設するものです。当該敷地においては使用済自動車の破砕処理を行うことから許可が必要となったものでございます。

次に、「建築物」の欄を御覧ください。用途は産業廃棄物中間処理施設で、工事種別は新築となります。「構造、規模等」の欄にあるとおり、敷地内には①の作業所から⑥の事務所までの 6 棟があり、それぞれの用途・構造・階数・延べ面積は記載のとおりでございます。このうち、①の作業所内で産業廃棄物の中間処理を行います。

次の「処理施設」の処理内容及び処理能力は、産業廃棄物中間処理（破砕）で、車体を破砕処理することになりますが、許可の対象は車体に付随した廃プラスチック類のみで、1 日当たり 211.68 t の破砕施設による破砕処理を予定しております。5 t を超えることから許可が必要となったものでございます。なお、④の整備工場や⑤の倉庫は中古自動車や自動車部品の整備・販売等に利用します。

次に、『議案書』の 12 ページをお開きください。左側の位置図を御覧願います。図面の中央部に「東北自動車道大和インターチェンジ」がありまして、申請位置はそのすぐ西側の赤く塗りつぶした範囲となります。「大和インター周辺流通工業団地」の一面に位置しておりまして、仙塩広域都市計画の用途地域は紫色の準工業地域が指定されております。敷地周囲には文教施設等はなく、最も近い施設は敷地の北東側の「落合児童館」で、約 900 m ほど離れております。次に、右上の付近見取図を御覧ください。赤く着色された範囲が申請敷地となります。次に、右下の配置図を御覧ください。②の液抜棟におきまして、使用済自動車の解体の前処理といたしまして、ガソリンやオイルなどを抜き取りまして、③の危険物庫で保管いたします。その後、①の作業所内に入りまして、使用済自動車のタイヤやエンジンなどを取り外す解体処理を行った上で、破砕処理施設に車体を投入して破砕するということとなります。その後、有用金属を回収した上で、残りのシュレッダーダストは自動車リサイクル法による指定引取場所に搬出いたします。就業時間は午前 8 時 30 分から午後 6 時までの約 8 時間となっております。中間処理いたします廃棄物は、南東北 3 県を中心とする自動車ディーラーやオークション会場に集められた使用済自動車やサユウ横手工場で解体処理の上、プレスされた使用済自動車で、それぞれキャリアカーやコンテナ車で収集いたします。

次に、当該施設の環境対策について御説明いたします。環境対策につきましては資料がございませんが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可の申請を通じて、塩釜保健所で審査しております。騒音及び振動は予測評価を行って「宮城県公害防止条例」に基づく規制値内であることを確認しております。水質汚濁防止といたしましては、廃油等を扱う建築物の内部に油脂分離槽を設置いたしまして、雨水処理の流末にも油分離槽を設置しまして、敷地外に放流しないようにしております。周辺住民の方々への説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づきまして、実施済みでございます。

最後に、当該施設が立地する大和町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしく願いいたします。

○牛尾議長 ありがとうございます。インターチェンジのすぐ隣接したようなところに、よくこんな土地が残っていたなとも思うんですけども、何か委員の皆様で御質問ないしは御意見ございますでしょうか。

はい。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木（征）委員 この下流がすぐ私のところの鹿島台なものですから、確認をさせていただきます。大和町からの理解は得られているという話があったんですが、この終末は「吉田川」に流れるんですね、確か。「吉田川」か「鶴田川」ですね。その場合、取水権を持っている土地改良区とかというようなところはないのかということと、もしあった場合にその辺の同意は得られているのかということを確認をさせていただきます。

○牛尾議長 お願いします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。位置図で、大和インターを含みまして、紫色の準工業地域が指定されておりますが、この区域、平成に入りましてから、区画整理事業が実施されたところになっております。その区画整理事業に当たりまして、流域との調整をいたしまして、地区内には防災調整池を設けて団地全体の排水を行うという形になっておりますので、団地造成に当たって調整を図っているということになります。それで今回油を使いますので、敷地内に油脂分離槽を設置しまして調整池に油が流れ出ないような措置をこの会社が行うというような状況になっております。以上です。

○牛尾議長 どうぞ。

○佐々木（征）委員 そこまではよく理解できるんですが、確認の意味は、いわゆる「絶対」はあり得ないわけですから、万が一の時に下流域はどうなんだということで、その辺の受益のところからの了解を得ておく必要は、この場合、1戸の問題だけではないのかということの大切さがあると思うんですが、その辺はどうなんですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。今回、個別に水利権について説明はしておりませんでした。ただ、この施設は産業廃棄物処理施設に該当しますので、設置に当たりまして関係住民に説明する機会は設けておりますので、周辺の住民の方々には設置するということを御説明いたしましたし、今後、産業廃棄物の設置の中で公告して意見を募るという機会も予定されております。以上です。

○牛尾議長 佐々木委員、どうでしょう。よろしいでしょうか、今の説明で。

はい。ありがとうございました。他の委員の方、どなたか御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか、特に。

○牛尾議長 それではお諮りいたします。本議案第 2314 号について原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○牛尾議長 よろしいでしょうか。では、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】 議案第 2314 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名、反対 0 名）**

#### 議案第 2315 号 特殊建築物の敷地の位置について

○牛尾議長 最後の案件となりますが、議案第 2315 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。議案第 2315 号を御説明いたしますので、『議案書』の 13 ページを御覧ください。本議案も建築基準法の規定により、特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を御審議いただくものです。

次のページをお開きください。御審議いただく「施設の概要」を記載しております。施設名称は産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設で、建築主は栗原市築館字上高森 61 番地の 74、有限会社築館クリーンセンターになります。敷地の位置は栗原市築館字上高森 49-4 の一部ほか 4 筆となっております。敷地面積は 16,903.10 m<sup>2</sup>で、用途地域の指定はございませんが、築館都市計画区域が指定されております。この建築主、今回の敷地から南側に約 200 m ほど離れた場所で、既に平成 5 年に木くずの焼却処理の許可を取得して処理を行っておりますが、この施設の老朽化による更新の必要性が高まったこと、廃棄物処理のニーズが高まっていることなどから、今回の敷地

に新たに焼却施設を整備するため、許可が必要となったものです。

次に、「建築物」の欄を御覧ください。用途は産業廃棄物及び一般廃棄物中間処理施設で、工事種別は増築となります。「構造、規模等」の欄にあるとおり、敷地内には①の作業所、②の燃え殻保管庫、③の事務所の3棟がございまして、それぞれの用途・構造・階数・延べ面積は記載のとおりです。また、括弧内の数値は既存建築物の面積となっております。既存に増築して使うという形になります。①の作業所は既存の建築物を増築して、その中で廃棄物の集積と焼却炉への投入というものを行う計画となっております。

次に、「処理施設」の処理内容及び処理能力ですが、産業廃棄物中間処理と一般廃棄物中間処理、この2つを予定しております。いずれも焼却施設による焼却処理となります。産業廃棄物は汚泥など記載されている12種類を予定しており、これらと一般廃棄物を混合しまして、焼却処理を行うものでございます。ここに記載されている処理能力は、それぞれの品目を単独で焼却処理した場合の数量となっております。最大量を記載しているという形になっております。なお、一般廃棄物の中間処理につきましては、栗原市都市計画審議会での審議を予定しております。なので、県の都市計画審議会では産業廃棄物の審査という形になります。

次に、『議案書』の15ページをお開きください。図面の右下に「東北自動車道築館インターチェンジ」があります。申請位置は図面の左下で、赤く塗りつぶした範囲となります。「築館インターチェンジ」から西側に約3kmほど離れた場所になります。敷地の周囲には社会福祉施設等はなく、最も近い施設でも東側の社会福祉施設で、約1kmの距離にあります。次に、左上の配置図を御覧ください。①の作業所と②の燃え殻保管庫の間に設置する廃棄物中間処理施設により焼却処理を行うものです。焼却時間は24時間稼働となりまして、おおむね50日間連続運転いたしまして、10日ほどメンテナンスのために休止するという形で、約2ヶ月のサイクルを予定しております。主な廃棄物は車載のまま作業所に搬入され、作業所内で焼却炉に投入されまして、燃え殻は自動的に燃え殻庫に排出されることとなります。廃棄物の搬出入は東側の「市道高森3号線」からとなります。焼却処理する廃棄物は、主に県内の製造工場の製造過程や建設現場、医療機関等から排出されるものを貨物トラックで収集いたします。燃え殻やばいじんは自社の別工場で作粒固化いたしまして、県内の建設会社に販売いたします。また、最終処分場に排出するという形になります。搬出入のトラックは1日当たり最大で12台を予定しておりまして、搬出入の時間は午前8時から午後5時までとなっております。

次に、当該施設的环境対策でございますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、設置許可申請が大崎保健所に提出されまして、審査を終えております。硫黄酸化物などの大気質や悪臭に関する臭気指数、騒音、振動などについては予測評価を実施しまして、「環境基本法」に基づく環境基準や「宮城県公害防止条例」に基づく規制値内であることを確認しております。また、定期的にモニタリングを実施しまして、周辺環境への影響を可能な限り低減する計画となっております。水質汚濁防止につきましては、汚水及び生活雑排水は公共下水道に接続しております。作業エリアの雨水は集水しまして、焼却設備の冷却水として利用いたしますので、循環利用で、公共用水域への排水はありません。周辺住民への説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づきまして、焼却設備でございますので3回ほど実施しています。平成25年1月、9月、今年になりまして5月という形で3回の

説明会を実施しております。

最後に、当該施設が立地する栗原市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○牛尾議長 はい。ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御質問・御意見ございますでしょうか。

もしできれば、高橋委員から何か御意見をいただければと思うんですが。今回ちょっと感染性産業廃棄物の取扱いも入っておりますので、何かもしございましたら。

○高橋委員 住宅地からは随分離れているようでございますし、煙とか汚水とか、そういうものの審査も厳密になされているのであれば、あまり問題ないのではないかなと思います。

○牛尾議長 どうもありがとうございました。他の委員の皆様から何か御意見あるいは御質問ございますでしょうか。

はい。小野田先生、お願いいたします。

○小野田委員 ここでは一次処理で、二次処理を別の工場で行うという話でしたが、それはどこなんでしょうか。また、そこに運ぶ時の問題といたしますか、課題はないのかという、そのあたりはいかがでしょうか。

○牛尾議長 事務局、お願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。焼却処理ですので、ここでほとんど燃え殻にまで燃やしてしまうという説明になります。それで、燃え殻につきましては、最終処分場に処分を依頼するか、または造粒固化して路盤材に混ぜるといような利用のしかたがありますので、この2通りを現在考えております。

○小野田委員 そこがどこかというのは問題じゃないということでしょうか。灰になった段階で。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。いま焼却を予定しているものは、燃えかすとなった段階でおおむね無害という形になりまして、だいたいの品目は最終処分場にまわすか、それとも造粒固化してアスファルト舗装の下に入れ込むといような形を考えているという状態です。

○牛尾議長 いかがでしょうか、小野田先生。よろしいですか。何か御意見とか。

○小野田委員 無害なことを望みますけど、こんなことを言い始めるとしょうがないので、都市計画審議会としては全然問題ないと思いますけど、一次処理したものを二次処理する場所まで運ぶ

時に様々な問題が。これは福島ですけど、すごく大問題になっているので、そこら辺、経路も含めたビジョンというか、目配りを随時していただくとありがたいなというだけでですけど。

○牛尾議長 事務局、何か、これに対して。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。最終処分場への運び込みの問題やその間の環境への影響という部分については、事業者の方に十分申し伝えていきたいと思います。

○牛尾議長 特に今回ちょっと、かなり様々なものを処理されるということで、ぜひ環境等への配慮は私もお願いしたいなと思っております。他の委員の方、どなたか御質問とか、あるいは御意見ございますでしょうか。

伊藤（恵）委員はいかがでしょうか。

○伊藤（恵）委員 よろしいと思うんですけども、環境には尚更気をつけていただきたいと思います。

○牛尾議長 はい。ぜひ、事務局の方でも、都市計画審議会の課題ではないと思いますが、今後の展開に対する配慮はお願いしたいと思います。他にございますでしょうか。御質問・御意見、よろしいでしょうか。

○牛尾議長 それでは、御質問・御意見が出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第2315号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○牛尾議長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御異議ないものと認め、本案につきましては原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2315号：原案のとおり承認する。（賛成13名、反対0名）**

○牛尾議長 以上で本日予定していた議案、審議案件はすべて終了したんですけれども、今年最後ということもございますので、委員の皆様から何か特に、他に御意見なりございましたらば、どうぞ御発言いただきたいと思います。どなたかございますでしょうか。

小野田先生、いかがですか。

○小野田委員 では、牛尾先生からの御指名なので。この都市計画審議会で大議論になった名取で

すけど、ブーメランのように災害研に帰ってきました、私ども東北大学の災害研で少し手伝ってほしいというお話を受けました。ただ、今村所長とも話したんですけども、向こうさんが災害研の名前で、彼らの復興が正しい方向なんだという権威付けをしたいのか、それとも本当に都市計画審議会で付いた附帯意見を守ってちゃんとやっているのか、私には確かめる術はないので、一応年明けに話は聞きましょうということになっているんですよ。そのあたり、どうですか。アフターケアというか、我々としては受け入れるべきものなのか、それとも、かなり大変なので、ちょっと気をつけた方がいいよと。この場所で言うべきことではないと思いますが、この場所で聞きたいのは、都市計画審議会で附帯意見を付けましたと。それで、自治体が粛々とたぶんやっていますと。でも「たぶんやっています」ですよ。モニタリングする仕組みはないわけですから。そこら辺がちょっと心配なので。たまたま私達のところへブーメランみたいに戻ってきたので、もう1回お返ししてますけど、そうじゃない場合もいろいろあるでしょうから、一般的なことについて少し、事務局というか県の方から御意見を聞かせていただければと思います。

○牛尾議長 事務局の方から何かございましたら。

○事務局（櫻井土木部次長） はい。詳しくは都市計画課長からまた説明があると思いますけれども、当時都市計画課長をやっておりました次長の櫻井でございます。その節は本当にお世話になりました。ありがとうございました。

閑上地区については、意見書の不採択という判断とともに、建議と附帯意見というものが付いたわけでありまして。これは非常に重いことだというふうに思っておりますし、当時、森杉会長からも「極めて重い判断である」という御発言があったところでありまして。これを受けまして、我々、事務局というよりは都市計画決定あるいは事業の認可をする者として、その後の進め方がありますとか、特に民意調達ということが今回非常に話題になって、そのおかげでなかなかまとまらなかったということでありまして。そういったことも含めて、我々としては可能な限り報告を求め、可能な限り我々がそれに対する意見を言い、といったことを常に続けております。月に何遍も呼んだり我々が行ったりということの中で進めていきたいというふうに思っております。いずれ、それは事業者が最終的に判断して、事業者がそれを進めなければならないわけで、ただ我々としてもそういった附帯意見・建議を重く受け止めて、可能な限り市の方には指導助言をしているというのが今の状況であります。詳しくは、具体の動きは都市計画課長から説明させていただきたいと思っております。

○事務局（尾形都市計画課長） ちょっと付け足してお話ししますと、名取市では「まちづくり協議会」というものを作りまして、その中でいろいろな部会を作っています。災害公営住宅部会とかいろいろあるんですけども、そこに参加する方々を募って、会合も月に2度ほどやっておられると聞いておりますし、7月くらいからだったと思っておりますけれども、県としても、その前は名取市に電話で聞いたりお話しをしたりということだったんですが、月に1回ずつ、一緒に物事を考えていきませんかという形をとってまして、今日も午前中打ち合わせをさせていただきました。やはり、住民の方々に寄り添うような形でいろいろな意見を吸い上げてほしいという話を我々か

らもさせていただきまし、名取市もそのような形でいま考えているということで、先月ぐらいから2人1チームを作って個別にお宅を訪問するような形で、名取市から住民の方に行くような形をとって動き出しておりますので、これまで全体会議とかで聞いていた意見ではなくて、個別の意見も吸い上げていけるのかなと思ってますので、これからのまちづくりに向けて、その意見が少しでも反映されればよろしいかと思えますし、地区外を希望されている方についても寄り添う形で、最後に閉上のまちが出来上がってくると、そういう人達も戻ってくるかも知れませんので、そういう意向をずっと追いかけるような形で動いてほしいというお話もしてまし、そのように動きたいという話も聞いてございます。

○牛尾議長 ありがとうございます。都市計画審議会としましても、名取の案件は絶えず注目して、今後も経過を見守っていきたくと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

他に何か皆様御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○下山委員 それでは、こういった機会ですので、何でもいいようなので。先ほど議案第2315号ですか。こういった処理施設があるということであらためて知ったわけですし、それから、非常に多く12種類の多岐にわたるいろんなものを焼却しているということで、安全には非常に注意してもらいたいということ。それともう1つ、この栗原・登米地区には低レベルの放射能汚染の稲わら・牧草が非常に多く保管されているわけです。県では、高レベル以外のものには処理に乗り出していないんですね。ここでいま聞いたところによりますと、50日・2ヶ月サイクルで、1日中ずっと燃やしっぱなしということで、非常にこういった処理施設、大きなところをあらためて知ったんですけども、やっぱり県などが指導して、混焼。長い期間かけて稲わらとか牧草、こういったものの処理をやるべきだと思うので、こういった施設を何とか有効活用をお願いできるようにできないものなのでしょうか。そこのところを、ちょっと範囲を超えると思うんですけども。

○牛尾議長 土木部が答えられるかどうかわかりませんが、はい。

○事務局（千葉建築宅地課長） 放射能の部分については、まだちょっと発言できないような状況なんですけど、今回の方々も、これまで一般廃棄物については市町村主体で処理を義務付けられておりました、ただ、市町村の機械のメンテナンスの時だとか、あとは今回のような災害があった時に、どうしても市町村の一般廃棄物処理では立ち行かないという部分が如実にわかりましたので、今回は焼却炉を入れ替えて行政の補完作業もしていきたいという形で参入していただいておりますので、行政だけの廃棄物処理から官民挙げて一緒になってごみ処理をしていくという環境は整いつつあるかと思っております。

○牛尾議長 はい。

○下山委員 岩手ではもう混焼をやっているんですよ、低レベルのやつ。宮城県では焼却ということは国が考えると何か言ってきているんですけど、全然乗り出してない。具体的になっ  
ていなくて、やっぱり現場で保管ということで、各自治体では非常に苦慮しているわけなんです  
ので、進めていかなければならないと思っておるんですけども。8千ベクレル以上の問題はまた  
別なんですけれどもね。濃縮されますのでその処理が非常に問題になりますので、混焼して、  
薄めて、こういった施設ですっと長い期間かけて処理する方法が、やっぱりこの範囲のレベルを  
コントロールして、調べながら、継続して焼却していけばいいのかなと思うんですけども、そ  
ういった対策もお願いしたいと思うんですけども。

○事務局（千葉建築宅地課長） 申し訳ございません。専門的過ぎて、私から御返事できませんの  
で、今日こういう形で意見交換の場で御意見があったということは環境生活部の方に伝えておき  
たいと思います。申し訳ございません。

○牛尾議長 土木部の範疇ということではないと思いますけれども、環境生活部の方にぜひ、こう  
いう意見が都市計画審議会が出たということをお伝えいただければと思います。どうもありがと  
うございます。

○牛尾議長 それでは、皆様の御意見もいただきましたので、これで本日の会議を終了したいと思  
います。御協力どうもありがとうございました。

#### 4 閉会

○事務局（楨総括） 以上で終了いたします。ありがとうございました。

平成 26 年 12 月 19 日（金）午後 3 時 30 分 閉会